

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称： 旭ヶ丘第二こども園	種別： 幼保連携型認定こども園	
代表者氏名： 長岡 龍男	定員（利用人数）： 81名（60名）	
所在地： 愛知県小牧市光ヶ丘3-5-1		
TEL： 0568-78-1620		
ホームページ：		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日： 平成4年4月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）： 学校法人 旭ヶ丘学園		
職員数	常勤職員： 14名	非常勤職員： 4名
専門職員	（園長） 1名	（副園長） 1名
	（主任） 1名	（保育士） 10名
	（栄養士） 1名	
施設・設備の概要	（居室数） 5室	（設備等） 遊戯室・ランチルーム
		調理室・職員室

③理念・基本方針

★理念

未来に広げれ それぞれの 「みつけた」

★基本方針

徳育・知育・美食・体育・食育の教育カリキュラムをバランスよく実施し、心身ともに明るく元気なこどもを育み、本来の子どもたちがそれぞれを見つけ、育てほしい。

④施設・事業所の特徴的な取組

こども園になり、異年齢との関わりの中で思いやりを持つ、相手の事も考えて行動できるようになってほしいと色々な場面で取り入れ力を入れている。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和7年5月30日（契約日）～ 令和8年2月4日（評価確定日） 【令和7年10月21日(訪問調査日)】
受審回数 （前回の受審時期）	初回（平成 年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆法人理念、職員の行動規範の周知活動

法人の理念を明確に定めており、ホームページやパンフレット等にて明文化している。職員の行動規範についても、「保育者の心得」として10項目の心構えを規定しており、入職時や個別面談時等に理念と併せて説明し、周知を図っている。保護者に対しては、入園説明会等で資料を配付して説明を行ない、周知を図っている。

◆教育内容と保育環境

「養護」と「教育」の「教育」部分については、幼稚園としての実績がある園ならではの詳細な「指導計画」が立案されている。遊びの内容、保育環境の整備、玩具の設置等、幼児の発達年齢に合わせて提供されている。子どもが選んで、自分から遊び出せることを第一に考えた環境設定は、子どもの日々の姿を見ていないとできないことであり、今後も子ども主体性、子どもの自主性を大切に保育をしていってほしい。

◆食育への取組み

「食育計画」に基づいた食育の取組みは、家庭での食育への一助を担っている。園で数種類の野菜を育てることで、子どもにとっては育てる楽しさ、大変さを実体験できる。3歳未満児の子どもにとっては、野菜が畑で育つことを直接目で見て、理解できる機会になっている。評価当日目にした、大豆が黄な粉になっていくことの説明も、食への興味を深める機会になっていた。今後も子どもたちが食に関する興味を持ち続けられるようにしていってほしい。

◇改善を求められる点

◆事業計画に基づいた計画的な取組み

法人の理念や中・長期を見据えた基本方針を踏まえて、法人にて経営課題の改善・解決に取り組んでいる。園においては、主に人材の育成や教育・保育活動に関して課題を明確にして取り組んでいる。しかしこれらの重要な取組みが、事業計画として文書化されていない。中・長期の事業計画を策定し、さらに単年度の事業計画に展開し、継続的かつ計画的に経営課題や教育・保育の質の向上に関する課題解決に取り組むことを期待する。

◆マニュアルの取扱い（文書を通じた共通理解）

副園長、主任を中心に職員への指示や指導が適切に行われていることで、マニュアルや研修等がなくても園の運営ができています。しかし、職員全員が園の運営者の一員であることを自覚するためには、マニュアルやそれに基づく研修は不可欠である。教育・保育を実践していく上での基となるマニュアルを含めた標準的な実施方法を明文化し、共通文書を通して根本的な考え方、共通理解、意思疎通を図ることが、より自信をもって教育・保育の実践に向き合うことにつながる。

◆3歳未満児の保育への意識

自己評価の評価文の中に「集団で保育を行っているため・・・」という言葉があるが、3歳未満児の保育は基本的には個別の保育が優先されるものである。職員が個別保育を主とすることに意識を向けていくことで、子どもの見方や関わり方が変わってくる。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今回の第三者評価で感じたのですが、こども園というには幼保連携であり、教育の部分もあると思うのですが、保育だけの基準になっている部分が多いと感じました。
評価をする中で、認定こども園の良さをクローズアップした評価があってもよかったと思いました。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	① a ・ b ・ c
<コメント> 法人の理念を明確に定めており、ホームページやパンフレット等にて明文化している。職員の行動規範についても、「保育者の心得」として10項目の心構えを規定しており、入職時や個別面談時等にて理念と併せて説明し、周知を図っている。保護者に対しては入園説明会等にて資料を配付して説明を行ない、周知を図っている。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	a ・ ① b ・ c
<コメント> 保育事業全体の動向については法人にて把握しており、適時、市の担当者や毎月開催している市の園長会等にて地域の動向や保育ニーズを把握している。定期的に開催している園見学時においても、来園した未就園児の保護者から地域の保育ニーズを把握するよう努めている。把握した動向やニーズ等の分析については、改善の余地がある。		
I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	a ・ ② b ・ c
<コメント> 法人にて経営環境や財務状況、組織体制等の現状を把握している。職員体制や人材育成、設備の整備等については、法人と連携して園にて現状把握を行っている。職員に対しては、適時、職員会議等にて説明を行っているが、定期的に周知を図る機会を設けていない。経営課題に対する取り組み体制の改善を期待する。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a ・ ① b ・ c
<コメント> 法人の理念や中・長期を見据えた基本方針を踏まえ、法人にて経営課題の改善に取り組んでいる。園においては、主に人材育成や保育活動に関する課題を明確にして取り組んでいるが、事業計画として文書化されたものはない。中・長期の事業計画を策定し、継続的かつ計画的に経営課題の改善や保育の質の向上に関する課題に取り組むことを期待したい。		
I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a ・ ② b ・ c
<コメント> 法人と連携し、園にて人材の確保・育成、設備の保全等に関する取り組みを計画しており、今年度は現時点において保育教諭2名の採用を実現する等、積極的に取り組んでいる。業界の動向や地域のニーズ等を踏まえた組織体制の整備や地域との連携、教育・保育の質の向上に関する取り組み等については、単年度の事業計画としては明確に策定されていない。事業計画の策定方法の改善を期待する。		

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント></p> <p>園の日々の課題等については、都度、職員の意見を把握し、各取組みに関する計画や取組み方法に反映させている。事業計画としては、人材の確保・育成活動や設備の保全活動を計画立てているが、見直しに関しては、あらかじめ定めた時期や手順での実施がない。経営課題を踏まえた課題についても事業計画として策定し、計画的な取組み（作成、見直し、評価）を実施されたい。</p>		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント></p> <p>事業計画全体について、保護者に対して内容の説明や周知を図る機会を設けていない。しかし、決算に関しては、決算案に関する資料を4月に配付して周知を図っている。決算情報に限らず、事業計画の主な内容についても、保護者の理解を促すための取組みを期待する。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント></p> <p>取り組むべき課題として、人材の育成、設備保全を挙げている。さらに、教育・保育の質の向上として、園の教育目標（6項目）を掲げ、副園長を中心に取り組んでおり、適時職員会議等にて説明し、周知を図っている。取組みの状況や結果等の評価・分析については、あらかじめ決められた手順では実施されていない。組織的に取り組む体制づくりを検討されたい。</p>		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント></p> <p>各取組みの評価については、副園長主導にて実施しているが、評価及び分析した結果については明確に記録されていない。職員に対しては、適時、各課題についての取組みの状況や結果等を共有しているが、職員参画の下で評価結果に基く改善策の検討等は十分とは言い難い。より多くの職員参画による改善活動を期待する。</p>		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	a · b · c	
<p><コメント></p> <p>副園長は、実質的な園長として、強い意思と意識を持って園運営にあたっている。副園長は、学期末の職員会議等にて、自らの方針や考え方を書面にて伝えている。園長の役割と責任については「運営機構」にて明文化され、職員室の所定の場所に掲示してある。有事の際の役割と責任については、火災、地震、不審者対応の組織図を所定の場所に掲示している。</p>			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a · b · c	
<p><コメント></p> <p>定期的な市の園長会への参加や関係する外部研修等に参加することで、遵守すべき法令等に関して理解を深めている。職員に対しては、適時、関係する法令等について説明しているが、児童福祉関連以外の幅広い分野の法令等については、定期的に学ぶ機会は設けていない。法令等の遵守体制の整備を期待したい。</p>			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	a · b · c	
<p><コメント></p> <p>副園長は、日々の保育状況や各課題への取組み状況を職員会議や日常的なコミュニケーションにて把握しており、職員参画の下で各取組みが停滞しないよう支援している。教育・保育の質の向上に必要な研修を計画し、職員の参加を求めている。園としての教育・保育の質の現状に対する評価・分析については、記録として残していない。評価・分析方法の改善を期待する。</p>			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	a · b · c	
<p><コメント></p> <p>人事、労務、財務等に関しては法人が管理しており、園での人員体制、労務管理については、副園長が管理して、日々、業務改善に取り組んでいる。副園長は、日常的に各職員の業務負荷を確認し、特定の職員に負荷が偏らないよう配慮している。副園長自らも率先して改善活動に取り組んでおり、職員同士で助け合いができる雰囲気作りに努めている。</p>			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	a · b · c	
<p><コメント></p> <p>保育教諭の確保・育成に関しては、事業計画の重要な課題として掲げており、年度ごとに必要な保育教諭の確保や教育・研修の計画を策定している。人材の確保に関する取組みとしては、今年度、現時点において保育教諭2名の採用を実現している。人材の育成については、年度毎に職員一人ひとりの具体的な教育・研修計画を策定して取り組んでいる。</p>			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a · b · c	
<p><コメント></p> <p>「期待する職員像」が明確になっている。「就業規則」の中で人事基準を明確にしており、入職時に丁寧に「就業規則」の説明を行っている。「就業規則」は、必要に応じて職員がいつでも確認ができるよう、所定の場所に設置している。職員の意向や意見は、定期的な個人面談等にて把握している。キャリアパス制度を整備し、総合的な人事管理制度を確立されたい。</p>			

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	① ・ b ・ c
<コメント> 労務管理については、主に副園長が法人と連携して有給休暇や時間外労働の実態把握を行っている。福利厚生として、マッサージの利用や誕生日休暇制度等を設け、さらに職員の余暇活動を積極的に支援している。定期的な個人面談や相談窓口の設置等、職員の意向の把握や心のケアにも努めている。		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a ・ ② ・ c
<コメント> 「保育者の心得」として10項目の心構えを明確にしており、定期的に説明して周知を図っている。職員一人ひとりの具体的な育成計画として、目標項目、目標水準、目標期限等は明確に定められていない。職員一人ひとりの研修に関しては、計画に沿って実施されている。職員の育成に関する取組み方法の改善を期待する。		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	a ・ ③ ・ c
<コメント> 法人作成の「保育者の心得」があり、期待する職員像を明確にしているが、職員の育成活動として策定している研修計画との整合性に齟齬がある。研修計画には、必要とされる職員の知識の習得計画や専門資格の取得計画等、具体的な計画までは設定されていない。教育・研修の取組み方法の改善を期待する。		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	④ ・ b ・ c
<コメント> 個人面談等により本人の意向を把握しており、経験、習熟度、知識や技術水準等を考慮して必要な研修を決定している。全ての職員に対して研修する機会を確保するため、外部研修や内部研修、WEBを活用した研修等を用意しており、全ての職員が参加できるよう努めている。		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	a ・ ⑤ ・ c
<コメント> 実習生に対する基本姿勢は特に定めていない。実習生の受入れに関する窓口や諸手続き、子どもや保護者、職員への事前説明等を規定したマニュアルは作成していないが、実習時の手順書「実習オリエンテーション」を作成し活用している。今年度は2名の実習生を受入れており、積極的に実習生の育成に協力している。実習生の受入れ全般を包括したマニュアルの作成が待たれる。		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	⑥ ・ b ・ c
<コメント> ホームページを活用して理念や保育内容等を公開しており、財務的な情報等は行政に提出している。苦情・相談の体制は「入園のしおり」等に明記しており、苦情の内容や対応については、園便り及び所定の場所に掲示することで公表している。園見学時には、地域の保護者に対して園の取組みを説明する機会がある。		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	⑦ ・ b ・ c
<コメント> 園での各業務に関してはルール化されている。「運営機構」にて権限・責任を明確にしており、職員に対して説明し、周知を図っている。法人主導による定期的な内部監査や社労士、税理士による支援を受けており、課題や改善点等が指摘された場合は適切に運営に反映させている。		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果		
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。				
II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	a	ⓑ	c
<p><コメント> 地域との関わり方についての考え方等は特に明確に示しておらず、明文化が求められる。活用できる社会資源等の情報は、所定の場所に掲示することで、保護者に対して情報を提供している。地域との交流については、散歩の際の近隣住民との交流や、園見学を実施した際に来園した未就園児の保護者と交流する機会はあるが、地域住民と定期的に交流する機会は設けていない。</p>				
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a	ⓑ	c
<p><コメント> ボランティアの受入れ実績は無いが、市に対して対応可能であることは告げている。ボランティアの受入れに関するマニュアルの作成や体制の整備が遅れている。ボランティアの受入れは十分に想定できており、速やかに整備に着手できる体制はある。ボランティアの受入れ体制の構築を進められたい。</p>				
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。				
II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	ⓐ	b	c
<p><コメント> 地域の行政機関や関係機関については、適時、職員に対して説明しており、所定の場所に掲示することで、職員が必要に応じて活用できるよう配慮している。必要に応じて、市の担当者や関係機関等との情報交換を行っている。定期的に開催される市主催の園長会にも、欠かさず参加している。</p>				
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。				
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	a	ⓑ	c
<p><コメント> 市主催の園長会に定期的に参加しており、地域の福祉動向や福祉に関するニーズの把握に努めている。定期的に園見学を開催しており、来園した未就園児の保護者との交流を通して、子育てに関する相談に応じたり、保育に関するニーズの把握に努めている。地域の関係機関や各種会合に参加する機会が少ないため、地域の福祉ニーズの把握方法を検討されたい。</p>				
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a	ⓑ	c
<p><コメント> 定期的に園見学や園庭開放を行っており、未就園児の保護者との交流機会はある。園見学時には、子育てに関する相談や地域の社会資源等の情報提供等の支援を行っている。地域との防災活動としては、年1回、近隣の小学校との合同避難訓練を行っている。地域住民や自治会等との有事の際の連携・協力体制は構築されておらず、地域との防災協力体制の整備に課題が残る。</p>				

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>子どもを尊重した保育の基本姿勢については、年度初めに法人の3園合同研修で職員に周知されている。職員会議内においても、子どもへの関わり方について実際の保育場面を通して確認しているが、理念や基本方針には教育的な部分のみが表記されており、それらしい文言は明記されていない。「こども園」として、「教育」と「保育」両面の表記を望みたい。</p>		
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>虐待防止をはじめ権利擁護に関するマニュアルが整備され、年度初めに職員に確認、周知をしている。プライバシー保護については、市の研修に参加した職員による伝達研修や着替え、トイレ使用等の場面を通して職員が意識して教育・保育する体制は整備されている。保護者へも文書にて周知している。プライバシー保護についての規程やマニュアルは確認できなかった。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	㉔ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>園選択に必要な情報はホームページで公開され、市が主催する「子育て☆知って楽しい！情報Week」の会場にてリーフレットを配布している。利用や見学希望の保護者にはメールや電話で対応し、来園による説明や園内見学には、リーフレットを用いて副園長と主任が対応している。提供するリーフレットの内容は、2年に1度、主任が見直しをしている。</p>		
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>入園説明会の際に「入園のしおり」を使って副園長が説明し、入園決定後に保護者の「同意書」を得ている。教育・保育の内容に変更がある場合は、「園だより」や懇談会等で変更内容を伝えている。配慮が必要な保護者への説明は全体のみならず、個別で説明をして対応しているが、説明のルール化はされていない。職員の誰もが同様な説明ができるよう、ルールを定められたい。</p>		
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>保育の継続については、市内公立園には保護者から提出された文書を渡す手順になっている。その他については転園先からの依頼があれば、その都度必要な資料を渡すようにしている。退園後、卒園後の相談を受けることは口頭で伝えてはいるが、窓口の設置や担当者は明確化されておらず、文書での周知はしていない。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>送迎時の保護者との会話やバス通園時の際に、バス当番の職員が保護者満足を把握している。懇談会や保育参観日、行事等の機会にも意見や意向を把握している。相談や意見については毎日の終礼で報告し、必要に応じて職員間で対応を検討している。保護者からの意見を基に、降園時の持ち物の扱いを変更した例もある。園内での保護者満足に関する担当者が明確に定められていない。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>苦情解決の体制が整えられており、「入園のしおり」に記載して保護者に周知している。保護者からの意見は、市役所や園に数件寄せられているが、第三者委員を立てての申立てはない。苦情解決の体制についての職員周知は現状では不十分であり、苦情の受付表や記録用紙等も含めた職員周知が望まれる。</p>		

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	① ・ b ・ c
<コメント> 意見、要望、苦情、不満を含めた保護者からの相談については、「入園のしおり」に「そうだしつ」設置の記載があり、保護者からの相談を積極的に受け入れる体制が整えられている。相談については、連絡帳や送迎時の会話、個別面談等で行われている。相談相手は保護者が相談しやすい職員を選択して相談し、主任、副園長に報告されている。		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a ・ ② ・ c
<コメント> 相談や意見を受けた際は、朝礼や終礼で報告し、その場にいる職員には共有されている。主任、副園長の判断で、事案によっては職員会議の中で今後の対応について検討している。現状、園の中での報告、共有、検討等に問題はないが、報告の流れや記録事案、記録の内容等を明確に定めたマニュアルの作成が望まれる。		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	① ・ b ・ c
<コメント> リスクマネージャーは年度ごとに安全担当者が担っており、遊具等の「安全点検表」の最終確認をすることを通して、職員全員が安全指導についての意識を高めている。年度当初に、安全指導についての研修があり、意識が継続できるようにもしている。ヒヤリハットや怪我は記録に残し、終礼で報告して原因究明、今後の対応について共有している。		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	a ・ ② ・ c
<コメント> 感染症予防については、主任を中心に各クラス担任に口頭で指示を出して対応している。感染症発生時も、各クラス担任に留意点を口頭指導し、保護者にはSNSにて発信し、周知を図っている。主任、副園長の指示で現状は問題はないが、感染症予防と、感染症発生時の対応について、マニュアル作成が望まれる。		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	a ・ ② ・ c
<コメント> 「安全指導」の中に「避難訓練組織表」が記載されている。立地状況として地震、大雪の場合の対応が求められている。地震については、毎月の避難訓練を通して職員の動きが確認できている。大雪の場合は送迎バスが運行できないため、自由登園の体制をとっている。3歳未満児が在籍していることを踏まえ、自治会や福祉関係団体等との連携についても検討されたい。		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	a ・ ② ・ c
<コメント> マニュアル類は職員室で保管されているものが多く、職員会議で配付された書面についても各職員の保管に任せられている。共通した標準的な実施方法の文書を確認することはできなかった。標準的な実施方法は指導計画のみではないこと、文書の意義や活用方法、現存している書類、文書等の利用を含めて、職員間で標準的な実施方法を作成し運用されたい。		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	a ・ ② ・ c
<コメント> 標準的な実施方法は、その都度必要な書類や文書を使用し、修正や追記はしているものの、職員全員が各自で行っているため、共通した書類、文書とは言えない。職員が共通した標準的な実施方法について、運用や見直しを含めて理解を深められたい。		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保42	㉖ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>入園決定時に保護者が記入した「家庭成育調査票」を用い、副園長や主任に加え、経験年数の長い職員で保護者面談を行っている。面談は、主に記入漏れ事項や記入内容について保護者に質問をしていくことが共有されている。入園後には、調査票を担任が確認している。市や保健センター、栄養士との協議等、さまざまな関係機関職員と調整の上、個別指導計画を作成している。</p>		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	a ・ ㉗ ・ c
<p><コメント></p> <p>指導計画の作成、各担任の振返りの記入については暗黙の了解で行われている。指導計画の変更についても、担任から主任へ口頭で報告を行っている。現状、問題となることはないが、暗黙の了解に頼らず、誰もが理解できるよう、指導計画の作成、見直し、変更等に関する手順を明確化し、組織的に実施できるよう検討されたい。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	㉘ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>子どもの家庭状況や健康状態等は朝礼や終礼、職員会議で情報共有している。園での教育・保育の実施状況は「指導計画」や「個別の指導計画」、「指導要録」に記録され、学期末ごとに主任の確認を受けている。記録内容や記入方法等については、「書類の書き方」を基に、年度当初に職員全員で確認している。</p>		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	a ・ ㉙ ・ c
<p><コメント></p> <p>「運営規程」にある「個人情報保護方針」の文書の中で、守秘義務について職員、保護者に提示されている。個人情報の持帰りやSNSへの投稿等は、職員として行ってはいけないことは理解しているが、「個人情報保護方針」の周知が十分とは言い難い。個人情報の管理に関し、職員への周知、理解を徹底されたい。</p>		

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的な計画の編成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>「保育の全体的な計画」には指導計画が詳細に記入されていて、年間の子ども園での教育・保育について理解できるようになっている。「保育の全体的な計画」には指導計画のみならず、職員の責務や関係機関との連携、地域交流、長時間での保育の対応等、こども園を取り巻く状況がわかるような内容も記入されることが望まれる。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>室内の温度、湿度等の環境は肌感覚に任せられているため、職員による差異を生じさせないためにも、目安の温度や湿度の設定が望まれる。教室内の遊具や用具、寝具等は弱酸水を用いて衛生管理がされているが、記録を残していないため確認することはできない。0、1歳児と2歳児は同室で昼寝しているため、睡眠の長短により、他児の睡眠が妨げられる場面もある。</p>		
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>片付け時のトラブルや噛みつき等の場面では、主任がクラスに入り、子どもの気持ちに寄り添い、個別で対応できるようにしている。集団で活動することも多く、他児と同じように動くことが苦手な子どもへは、急かす場面がある。遊びの中での危険な場面では、少しきつい口調で止めることもある。集団と個との関りは永遠の課題ではあるが、園全体で今後も工夫されたい。</p>		
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	保49	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>基本的な生活習慣の獲得に向けた関わりは、基本的には子どもの年齢や発達段階に合わせ、個別に対応するよう努めている。集団での活動も多く、発達の段階も一定ではないため、待つ時間が長くなる子どももいるのが現状である。今後も保育者としてどのように関わるのか、何ができるのかを考えるきっかけとし、工夫した教育・保育を展開して欲しい。</p>		
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	㉔ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>自主的、自発的に子どもが活動することの大切さを、職員は共通意識している。集団での保育の中でも、子どもが選択できることを多く取り入れ、自由遊びの時間を確保する中で、自分から遊び出せるような環境設定、時間配分に心がけている。お店屋さんごっこを通して異年齢交流ができる工夫や、中学校卒業式に花道を作って参加し、地域行事への参加もしている。</p>		
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	㉔ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>0、1歳児が同じ部屋で保育をしている関係で、遊び出した玩具を他児が持っていったり、遊びの空間に入り込んだりと、一人ひとりがじっくりと遊びたい遊びが十分にできていない。対策として、教室と遊戯室の2部屋で保育をする、手作り玩具で子どもの興味をひきつける等の工夫をしている。今後も職員間で相談しながら、一人ひとりの子どもが満足できる工夫を続けてほしい。</p>		
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>1歳児の探索活動については、戸外での活動を通して経験できるよう工夫している。2歳児の自我の芽生えへの関わりは、一人ひとりの子どもの言い分にできるだけ個別に関われるよう、職員間で連携を取る工夫をしているが、同時に複数の子どもに関わる場面では、子どもに振り回されている。担任のみならず、職員間で話し合い、個別に関わることを工夫されたい。</p>		

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	① ・ b ・ c
<p><コメント> 3歳児は、女子が様々な遊びを取入れていくことで、男子の刺激になっている。4歳児は友だちと一緒に遊びたい気持ちが大きくなってきている。5歳児は話し合いの中で自分の意見を言うことができるようになってきている。各担任が、子ども自身で考え自分で選び、自分から遊び出せるよう環境を整備している。子どもたちの取組みを、今後は小学校へも伝えてよう検討している。</p>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	a ・ ② ・ c
<p><コメント> 障害のある子どもは、各クラスの中で統合保育が行われている。保護者宛の手紙は医療機関の了承の上、コピーして園生活で参考にしている。市主催の障害児研修には該当職員が参加し、園内で報告しているが、障害児についての理解は十分とは言えない。障害全般についての園内での情報共有等が、今後の課題である。他の保護者へも、障害児保育の意義や目的を周知されたい。</p>		
A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	a ・ ③ ・ c
<p><コメント> 長い時間こども園で過ごす子どもたちについては、乳児と幼児に分かれて保育しているが、時間帯によって1部屋での保育に移行する。15時に1号認定の子どもが降園し、長時間保育を利用する乳児には14時30分頃に、幼児には15時頃におやつを提供している。それ以降、おやつは提供していない。子どもが穏やかな気持ちで生活できるよう、長時間保育の指導計画を作成されたい。</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	④ ・ b ・ c
<p><コメント> 個人懇談時に、保護者から不安なことを聞き、丁寧に説明している。子どもへは、外部講師による「まなび」を採り入れ、入学への期待や準備をしている。絵本や栄養士による食育の話の中で、給食時に牛乳が出ることや食事時間が20分であること等も伝えている。幼保小連絡会議はないが、「認定こども園園児指導要録」の送付、職員による入学後の授業参観への参加がある。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	a ・ ⑤ ・ c
<p><コメント> 子どもの健康管理については、年度初めに「健康（保健）」の資料を基に職員間で確認している。保護者との会話や情報提供、「連絡帳」等で日々の健康状態を把握し、朝礼で共有している。SIDS（乳幼児突然死症候群）については、3歳未満児に睡眠時チェックを行っている。しかし、SIDSに関する研修や話し合いの場はなく、職員や保護者に対してSIDSを周知する取組みが望まれる。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	⑥ ・ b ・ c
<p><コメント> 健康診断や歯科健診の結果は、「健康の記録」に記録されている。健康診断や歯科健診の機会を捉え、教材を用いて手洗いやうがい、歯みがき等についての話をし、健康に意識が向くようにしている。健康診断、歯科健診の結果は、「シールノート」の裏面に記入し、保護者へ伝えている。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	a ・ ⑦ ・ c
<p><コメント> 医師の診断書を基に保護者と栄養士が面談を行い、その結果を調理員に伝え、食物アレルギー除去食を提供している。市主催の研修に参加した職員による伝達研修にて、職員はアレルギーに関する知識を得ている。園で行われている除去食対応（トレイや食器の色、食事提供までのチェック方法等）については、担任以外の職員には説明されておらず、職員周知は十分とは言えない。</p>		
A-1-(4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	⑧ ・ b ・ c
<p><コメント> 「食育計画」を作成し、計画的に食育に取り組んでいる。園内で夏野菜を育てて収穫体験をしたり、弁当持参の日にはシートを敷いて食べたり、また食事中に季節に合わせた音楽を流したりと、食事を楽しめるよう工夫している。配膳は年齢に合わせて、担任と子どもとで行い、食事の量を調整して提供している。</p>		

A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	① ・ b ・ c
<p><コメント> 各園の園長（副園長を含む）と栄養士とが参加する献立会議があり、「献立表」の作成や調理の工夫等が話し合わせ、各園の調理員と共に食事の提供をしている。栄養士が各クラスを見回り、食事の状況を把握するようにしている。保護者には入園前と誕生日月に試食会があり、「献立表」や「食育だより」を通して、園での食事の様子が分かるようになっている。</p>		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	a ・ ② ・ c
<p><コメント> 送迎時の会話や「連絡帳」、ICTの情報共有システムを通して、保護者との情報交換を行っている。保護者からの情報は朝礼や終礼、職員会議等で共有している。保護者との情報交換の内容について、ピックアップしたものは「職員会議録」に記録している。職員によって差異が生じないように、記録に残すべき内容について、園内での共通理解が望まれる。</p>		
A-2-(2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	a ・ ② ・ c
<p><コメント> 保護者からの相談は、主任や副園長に報告し、事案によっては職員間で共有している。相談内容の記録も事案によって残してはいるが、園内での定めは明確になっていない。個別面談については、午後の保育時間内で調整して行っている。相談記録についての園内での共通理解、子ども園という特性からの個別面談の時間等について検討されたい。</p>		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	① ・ b ・ c
<p><コメント> 市作成の「虐待防止マニュアル」と「虐待対応マニュアル」に基づき、年度当初と必要に応じて職員会議で説明し、職員周知、理解がされている。虐待が疑われる事案については、子どもの状態や家庭の状況等を職員が共有し、見守りや保護者への声かけ等の対応をしている。</p>		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	① ・ b ・ c
<p><コメント> 職員本人が記入した「チェックシート」を基に、副園長と主任を含めた3名での面談が行われ、教育・保育の振り返りを行っている。学期ごとに振り返って職員会議で発表することで、他の職員の考え方や思いを知ったり、理解したりする機会になっている。職員の振り返りを副園長と主任で検討し、次年度の園の課題として挙げている。</p>		